

平成 27 年 9 月 30 日
210 会議室

平成 27 年第 18 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第18回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成27年9月30日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時18分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

平 山 いづみ

伊 藤 憲 春

小 町 邦 彦

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 栗原 寛

学務課長 田村 信行

指導課長 泉澤 太

教育支援課長 矢ノ口美穂

学校給食課長 亀井寿美子

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 庄司 康洋

安藤 悦宏

案 件

1 報告

- (1) 立川市小中学校事務の共同実施の検討について
- (2) 図書館の臨時休館について
- (3) 特別支援教室モデル事業の実施について

2 その他

平成 27 年第 18 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 27 年 9 月 30 日

2 1 0 会 議 室

1 報告

- (1) 立川市小中学校事務の共同実施の検討について
- (2) 図書館の臨時休館について
- (3) 特別支援教室モデル事業の実施について

2 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成27年第18回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に、本日の議事内容の確認を行います。本日は報告3件でございます。議案及び協議はございません。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の立川市教育委員会定例会の出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎報 告

(1) 立川市小中学校事務の共同実施の検討について

○福田委員長 それでは、報告に入ります。

報告(1) 立川市小中学校事務の共同実施の検討について、でございます。

お手元の資料、立川市学校事務共同実施等検討委員会の組織について及びA3判の立川市小中学校事務の共同実施による校務の効率化をご参照願います。

栗原教育総務課長、報告をお願いします。

○栗原教育総務課長 立川市小中学校事務の共同実施の検討について、ご説明をします。

このことにつきましては、今年度を初年度とします第2次学校教育振興基本計画の基本方針2、教育支援と教育環境の充実、その施策の5、学校運営の充実に学校事務の共同実施の推進という項目を掲げており、このことに関しまして検討を進めたいというものでございます。

委員長よりご説明がありました資料のうち、まずA3判の両面刷りの資料、立川市小中学校事務の共同実施による校務の効率化をご覧ください。

この資料につきましては、事務の現状、課題、課題の対応策、共同化のメリット、デメリット、今後の検討の進め方とスケジュールを示しているところでございます。

表面の現状①をご覧ください。学校の多忙化、これが現状となります。ここでは勤務日1日あたりの副校長と一般教員のそれぞれ平均勤務時間と校務にあてている時間を示しておりますが、特に副校長の勤務時間が長く、さらに校務にあてている時間が非常に長い時間になっております。こういったことによりまして、枠内でございますが、事故・トラブル発生の原因につながりかねない状況となっております。

その下、現状②でございます。事務職員の配置でございます。共同実施というのは東京都の事務職員の共同実施という形になりますが、小・中学校のそれぞれに東京都の職員が1名、そして市の嘱託の事務職員につきましては小学校に1名、中学校に2名、そして小学校には

さらに臨時職員という形で給食事務を担当する者を配置しているところでございます。

その中で、ここで図で示しておりますが、東京都の事務職員の年齢と配置数、東京都全体でございますが非常にバラつきがある状況でございます。この図の右側、年齢が高くなっておりますが50代後半の職員の塊が一つ、30代から40代にかけて一つの塊、そして30代以下の職員につきましては、それに比べて非常に人数が少ない状況という形になっております。このことによって都全体でベテラン事務職員の補充が非常に難しい状況となっております。そのことによって下の枠内にございますが、ミスや漏れのチェックが困難等々の課題がございます。

現状①の横に課題①、校務の効率化ということでございまして、その右側に課題①の対応策、校務の効率化（例）でございまして、事務の共同実施以外にもそれぞれ教育委員会事務局の各課で効率化を図るために行わなければいけないことが幾つか列挙しております。教育総務課では今回の課題でございます事務の共同実施の導入、また、文書管理基準改訂等がございます。学務課であれば校内業務のICT化、出退勤システムの導入等がございます。そういったことの中で特に事務の共同化を進めることにより、現状②の事務職員の配置、課題②の事務職員の組織体制構築の改善にもつながると考えています。

課題②の対応策、事務の共同実施導入をご覧ください。この共同実施というのは、現在は各学校に都事務職員を配置して学校の事務等を行っております。それを一つの拠点校に都事務職員を集中配置し、他の学校については連携校という形で学校事務を行うということです。職員を集中配置することによって事務の効率化を図る、そして連携校とはもちろん連携を図っていくということでございます。実際に都職員が学校から抜けてしまうとその部分が穴になるのではないかとということが懸念されるところでございますが、現在この部分につきましては東京都のほうで都費の一般職非常勤職員を配置するという形になっておりますので、勤務日数自体は週4という形にはなりますが、その分の補てんについては東京都のほうでこれを支援いただけるものでございます。

このようなことを実施することによって、この資料の右側になりますが効果①と効果②がございます。校務の効率化を図ることによりミスが減り、校務の正確性が増す等のが考えられます。また効果②、現在1校に1人の職員配置ですとなかなかOJTということが難しい、また相互のサポート関係のことが難しいことになります。そういったことが可能となります。また、学校間での事務の不均一、そういったものが是正され事務の質・量の不揃い・不安定な状態が改善します。また、複数の職員がいますのでチェック機能が向上すること、そして事務の集中化により業務の効率化が図られ、最初の現状のところでございますが、副校長、業務が非常に多忙となっておりますが、副校長・教員の業務の一部をこの共同実施をする事務室のほうに移管でき、学校の総事務量が減少することが可能ではないかというのを考えています。

それでは資料の裏面をご覧ください。

この共同実施でございますが、メリットにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

ます。さらに、東京都からこういった形で運用した場合には、それを整備するための補助金制度等もございます。

逆にデメリット、×がついているところでございますが、今、26市の中でも武蔵村山市と清瀬市で実施しておりますが、共同実施してすぐにその効果が現れるかというところではなく、少し時間が必要となるというところがデメリットとしては考えられるところでございます。その右側でございます。デメリットへの対応ということでございますが、検証等を行って効果検証を行うということ、そういったことがデメリットへの対応という形になります。

表の中段の部分でございます。この共同実施でございますが、進め方としては、組織を2つ今後立ち上げたいと考えています。1つは検討委員会でございます。これはスケジュール（短期・長期）の決定、学校のグループ分け、業務フローの決定、ICT導入の決定等を定めるものでございます。そして作業部会、ここは実務者による検討組織でございますが、業務の進め方等の調査検討等、お互い組織を連携した中、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

その右側がスケジュール（案）でございますが、現在考えているスケジュールとしましては、検討委員会と作業部会、それぞれ10月を目途に設置し、平成27年度、28年度かけて検討また準備を進め、平成29年度から試行開始ができるかと考えています。

一番下は経営支援組織との比較でございます。経営支援組織につきましては学校内に設置している組織、そしてこれから考えている事務の共同実施、それぞれ効率化の効果であるとか事業の継続、それについて○△×で表しております。全体を考えれば事務の共同実施のほうにメリットがあると考えています。

※2のところにグループ分けの例がございますが、平成29年度から全ての学校を対象にこの共同実施をするということではなく、段階を踏まえた上で、例えばグループ1、これは立川市内、3つのグループに分けたシミュレーションでございますが、1年目には約半数の学校でこの共同実施を行い、2年目に追加で4校実施、全9校で完成させる。グループ2につきましては、1年目で行ったところの検証等を踏まえた上で、2年目からまず半分の学校で実施し、3年目でプラス6校で実施して11校で完成、グループ3も同じような形、こういった形をとることが具体的にはよろしいのかと考えております。

※3でございます。事務室移管業務の例でございますが、これは今考えられる業務でございますが、副校長の業務、教員の業務、それぞれ共同事務室へ移管、学校事務室へ移管ということで、こういった様々な業務を共同事務室等へ移管することによって教員の多忙化を減少させていきたいと考えているところでございます。

もう1枚資料がございます。A4の資料でございます。これは先ほど組織を2つ立ち上げるということをご説明申し上げましたが、それぞれ検討委員会、作業部会でございますが、今のところ委員会につきましては教育委員会事務局の職員、部課長、小中学校の校長会からの推薦各々1人、副校長会からも各々1人、小学校、中学校から都の事務職員各々1人を構成員として検討委員会を設置していきたいと考えています。部会につきましては、教育総務課

と学務課、指導課、それぞれの係長にも参加いただき、また、上記の副校長、都事務職員と市の事務の嘱託職員含めた中でこの共同実施の具体的なことについて検討が進められればと考えております。本日ご報告した後に、組織としては10月に立ち上げて検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** 丁寧なご説明ありがとうございました。立川市小中学校事務の共同実施の検討についての報告を終了いたします。ご案内のように、立川市第2次学校教育振興基本計画の基本方針の中に、教育支援と教育環境の充実を踏まえて、質の高い学びを提供するために個に応じた教育支援を推進し充実した教育環境を整備することが掲げられております。その実現に向けた基本施策の5に学校運営の充実を図るこのような取組の中に学校事務の共同実施の推進があります。すなわち学校事務の業務を共有することにより組織的かつ効率的な学校運営体制の充実を図るための検討委員会組織を立ち上げ、共同実施による校務の効率化の検討を行うことでございます。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま栗原教育総務課長から説明がありました立川市小中学校事務の共同実施に関する校務の効率化については、長い間の懸案だったわけです。このたびこのような形で提示されて本当にうれしく思います。といいますのは、全体として非常にメリットが大きいということがあります。またグループ1から2、2から3と今後進める中で、しっかり検証していきたいということ、併せて研修もしっかり行っていきたいと、それによって幾つかのデメリットが解消されるだろうと思います。そういう意味では、この校務の効率化については期待しているところです。

その上で私からお願いがあります。効果①及び効果②を見ながら、事務の共同実施導入中の拠点校があります。この拠点校については非常に大事な立場になるわけですので、事務の共同実施導入にあたっての拠点校の役割というのは大きいと思います。したがって、グループ内での都費正規事務職員の方を配置しておいて、是非、経験の豊かな、またリーダーシップの発揮できる方を今後人事の上でご検討いただきたいと思います。それはすなわち数校の連携校との連絡調整機能が求められると思います。そういう点で今申し上げたように、拠点校における都費正規事務職員の方の人選にあたっては、経験豊かな、リーダーシップがしっかり発揮できる方の配置をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ご要望でございます。

ほか、ございますか。教育長。

○**小町教育長** 小中学校の事務の共同化というのは立川市第2次学校教育振興基本計画にも位置付けている方向性でございまして、先ほど委員長からご紹介があったとおり、子どもたちの教育をいかに充実させるかという施策に向けての手立ての一つだと考えております。共同化は一つの手立てでございまして、その他でも来年度に向けて教育委員会として、1つは先

生方の会議が多いという話もございますので、その会議の効率化ということで、今まで網羅的に各校から1人ずつなり2人ずつ先生を出していただいて様々な委員会を構成していましたが、ITを含めましてきめ細かい周知を図りながらも少しピックアップ型にいたしまして、そのような委員会も整理したいと考えているところでございます。

また、地域ということでネットワーク型の学校経営を進めているわけでもございまして、学校はそういった意味でいくと新しい教育の機会が増えるということで、子どもたちにとってもいい体験の機会も増えて、その効果は上がっているわけでもございます。一方、先生方の地域の方との打ち合わせであるとか、人材発掘であるとか、交渉であるとかといったものが、負荷があることは事実でございます。そのようなところを生涯学習のほうの手立てでも使いまして、地域コーディネーターを学校と地域の間のコーディネーションを行うという視点で地域人材を育成し、それを学校の中の経営に加えていくというような試みも来年度に向けて計画をしているところでございます。そんな大きい流れの中の一つとして学校事務の共同化があると捉えていただければいいかと思っています。

特に学校現場を見ていると共通事務が大変に多いということや、今は市役所にも事務に関してはIT化が進んでいるわけでもございますが、学校現場はIT化が遅れていまして、いまだにハンコと計算機の世界で、手計算の世界で事務が行われているような現状がでございます。そういったものもIT化を図りまして、組織的に効率的に共通事務が多いということを背景にいたしまして整理できるのではないかと考えています。それはまた時間の短縮でもありますし、その内容を厳格に執行するという意味でも大変重要な部分で、透明性、公平性ということも含めましてITを導入することによって、共通認識を含めまして見える化が図られて厳正な事務が図られるものと思っています。

このように生み出した時間に関しましては先生方にとりまして、先ほど申し上げた子どもたちの教育の充実に振り向けていただいて、立川の教育の質を上げていただきたいと考えているところでございます。大きい意味での教育関係の整備ということで取り組んでまいりたいと考えております。また、検討にあたりましては現場の事務方も学校事務の担当の職員も入っていただきまして、もちろん部会のほうでは立川市の学校の事務の嘱託職員会から入ってくるという形で、現場の声をきめ細かく拾い上げながら検討を進めていきたいと思っております。

○福田委員長 大変重要な説明でございました。ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 私の意見ですけれども、この国の義務教育というのは国や自治体は極力公共投資を避けて、教員の努力に過度に依存していたと私は感じています。今回のこれは学校事務の組織の大きな構造改革になろうと思いますし、組織的かつ効率的な学校運営体制の充実を図るためにも学校事務の共同実施の推進は是非お願いしたいと思います。学校が多忙化し、特に教員の校務の負担を軽減することによって教員本来の職務である授業の充実、そして何よりも子どもたちと向き合える時間の確保を図らなければならないと考えております。

立川市小中学校事務の共同実施の検討についての質疑及び報告を終了します。

◎報 告

(2) 図書館の臨時休館について

○福田委員長 次に、報告(2)図書館の臨時休館について、報告でございます。

お手元資料、図書館の臨時休館についてをご参照願います。

土屋図書館長、ご説明等お願いいたします。

○土屋図書館長 図書館の臨時休館につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、図書館資料の適正化に向けての特別整理、いわゆる蔵書点検についてでございます。条例の規定に基づきまして臨時休館をいたしたいという内容でございます。

休館期間につきましては、お示しをされましたように中央図書館では11月の第3週の5日間、地区図書館につきましては2つのグループに分けて、第1のグループ4館につきましては12月の第1週目の4日間、第2のグループ4館につきましては12月の第3週の4日間、蔵書点検のため休館をしたいという内容でございます。

平成25年度のシステム導入に伴いまして、2つのグループに分けて別々に休館するという事で、地区館が全て休館することによる市民の方の利用上の不便が生じない体制をとることとしております。昨年度のグループ分けを継続し、移転に伴い昨年度実施しなかった柴崎図書館を追加しております。

特別整理(蔵書点検)作業の内容につきましては3番にお示しをしたとおりでございます。

4番目には、周知の方法といたしまして「広報たちかわ」、ホームページ、館内掲示、配布カレンダー、ツイッター等でご案内をいたします。また、相互利用協定を締結しております国立市、昭島市、武蔵村山市、国分寺市、東大和市の各図書館の蔵書点検期間とは重ならないため、そちらの図書館も通常どおりご利用できる旨のご案内も併せて周知してまいります。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。図書館の臨時休館についての報告を終了します。恒例の図書館資料の特別整理及び蔵書点検のため、中央図書館は11月17日から21日までの5日間、地区図書館、幸・西砂・高松・錦の4館は12月1日から4日までの4日間、柴崎・上砂・多摩川・若葉の4館は12月15日から18日までの4日間を臨時休館とする報告をいただきました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

教育長、お願いします。

○小町教育長 毎年実施させていただいているものでございます。本来ならば図書館というのは市民の大変利用の多い施設でございますので、休館せずに点検を行いたいと思っているわけでございますけれども、ただ、一方で図書資料というのは市民の貴重な財産でもあります。それを正確に把握して、また市民の利用に供するというのが大命題でございまして、そのためには閉館して、不明資料であるとか、図書の突合であるとかを棚卸的に全てチェックす

るということを行わなければならないということで、ご理解を賜ればと思っていますところでございます。ＩＣタグを入れましたので、従来よりはそういった意味で効率的、効果的に進めることができると思っています。

この意味で資料を整理させていただいたものを、休館明けに関しましては大いに利用願いたいということで、今度出る教育情報紙「たっち」の一面で図書館の利用ということでＰＲをさせていただいて、まさに市民の財産である図書を大いに活用して、様々な学習活動であるとかレクリエーション活動にも結び付けていただけるような、本当に市民にご利用いただけるような図書館、利用しやすい図書館というふうにしてまいりたいと考えているところでございます。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。図書館の臨時休館についての質疑及び報告を終了します。

◎報 告

（３）特別支援教室モデル事業の実施について

○福田委員長 次に、報告（３）特別支援教室モデル事業の実施について、報告でございます。

お手元の資料、特別支援教室モデル事業の実施についてをご参照願います。

矢ノ口教育支援課長、ご説明等お願いいたします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは教育支援課より特別支援教室モデル事業の実施につきましてご説明を申し上げます。資料のご送付が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

来年度から小学校に順次導入いたします特別支援教室につきまして、必要な準備や課題の把握、巡回イメージの共有等による円滑な導入を目的としまして、来月よりモデル事業を実施いたします。

現在、通級指導学級設置校４校のうち第二小学校、第七小学校、松中小学校の３校を拠点に、それぞれ校区ごとに南砂小学校、第三小学校、第四小学校、大山小学校及び西砂小学校の計５校に対し巡回指導を行うもので、現時点では計１２名前後の児童を想定しております。これまで市では拠点校及び巡回指導校の教員を構成メンバーとする特別支援教室のあり方検討委員会及び同作業部会を計７回開催し、教室環境の準備を進めるとともに、指導開始や終了の手続き、基準等を検討してまいりました。

モデル事業では各巡回校にて週１日２時間、概ね２名の教員が指導にあたるほか、通常の学級での指導内容や支援の方法についての助言を行います。これらにより制度の検証を進め、年度末を目途に特別支援教室あり方検討委員会の報告書をまとめる予定です。今後は平成３０年度までの年次的な導入計画、及び現在の通級利用者の在籍校への移行等について検討し、より一層指導支援につながりやすい体制づくりに努めてまいります。

報告は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。特別支援教室のモデル事業、全面実施は平成 30 年度に導入予定でございますけれども、10 月より来年 3 月までモデル事業として小学校 3 校、二小、七小、松中小で実施するというご報告でございます。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいま矢ノ口教育支援課長から具体的に説明がありましたので確認を 2、3 させていただいて、あわせて私から意見を申し上げたいと思います。

まず確認ですけれども、今の説明をいただき、なおかつ特別支援教室モデル事業の実施の案を拝見いたしまして、今までの特別支援体制を崩さずに柔軟な対応、こういうことを考えているものと受け止めています。また、拠点校の指導、訪問校の指導、あと訪問校の取り出し、この 3 点については、今までの通級指導教室としての拠点校の形態を残しているのではないかと受け止めています。最後、特別支援教室を必要に応じて行う形態、これは従前とあまり大きくは変えていないと理解していますが、それらについていかがでしょうか。

あと、私からの提案といたしましては、この中で拠点校が第二小学校、第七小学校、松中小学校と 3 校ありますし、また巡回校も 5 校出ているようですけれども、今後平成 30 年に向けてさらに進めていきますが、拠点校の第二小学校が南砂小学校を巡回校として配置しているわけですが、第二小学校ではなくて第八小学校と巡回校、南砂小学校にしてはどうでしょうか。これについては地理的のものも含めての提案です。また保護者の方の送迎の考え、なおかつ児童数、第二小学校の場合ですと学級数が 5、児童数が 41、教員数が 6 と、それを見ても第八小学校とほぼ同じですが児童数自体は第二小学校と比べて 6 名ほど多いです。しかも第八小学校の場合ですと新しい施設、設備ということで、第二小学校ではなくて第八小学校としてはいかがでしょうかということが 1 点です。

意見の 2 点目ですけれども、今後この施策は非常に大事でして、といいますのは既にご案内のように文科省が通級指導の手引、これをお配りになり、なおかつ東京都教育委員会からは特別支援教室のガイドラインが配られ、そして当市の検討委員会で検討されてきたわけですが、そういう中で大事なことは、指導にあたる人材確保、これを丁寧にかつ適切に配置してほしいということです。

3 点目が、指導にあたる方ですけれども、つまり巡回指導教員の方について、その指導の中身、その上で効果が期待されるような取組を是非お願いしたいということで、私からの要望及び意見であります。

○福田委員長 ご質問でございますので、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 まず、確認ということでご質問をいただいた件でございますが、委員お見込みのとおり、平成 28 年 3 月までは現在の通級指導学級のスタイルはそのまま存続するということになります。また平成 30 年度までは全ての小学校にこの特別支援教室が配置されるわけではないため、学校によりましては平成 29 年度までは通級というスタイルで、いわゆる拠点校に通うお子様も存続するということになりますので、その辺りが保護者にとっても

先生方にとっても分かりやすいようになればということは心がけていきたいと思っております。また、在籍校での取り出しということも、委員ご指摘のとおり、今も先生方いろいろ工夫されたりして校内でもご対応いただいているんですが、なかなかそのときどきによりまして取り出しに対応できる支援員であったり先生方であったり、固定化して専門的なお立場から指導するという体制は難しいというのが実態でございます。そこをあらかじめ決められた時間に今までの通級のノウハウを持った教員が巡回していくことで、専門的な立場から、また関係性がつくれていくところから関わっていくメリットがあるのではないかと考えております。

続きまして、幾つかご提案をいただきましたが、はじめに拠点校についての考え方でございます。第二小学校から南砂小学校というのではなくて、地理的なところから第八小学校はいかがかというところもご提案を頂戴いたしました。この第二小学校、南砂小学校といえますのは二中校区にあたりまして、小中連携の日頃から関係性のあるところで、通級指導学級につきましても現在、校区を定めております。そのために第二小学校からの巡回は南砂小学校と指定をしているところでございます。第七小学校と第一小学校につきましても距離的なところもございますが、まずは現在の通級指導学級を活用して第七小学校から第三小学校、第四小学校という巡回を今回は考えております。ですが、平成30年度までに整備をしていく中では当然、物理的な環境要素というのも非常に大きいところですので、今後拠点校の配置については、特別支援教室の全市的な配備と合わせまして検討が必要だとは思っているところです。

また、この特別支援教室を導入することによる効果の検証でございますが、今までの通級指導学級ですと定期的にこの効果を検証していく、目標を見直していく、また新たな指導計画を練り直していくというようなシステムが今まで立川市では機能してございませんでしたので、この特別支援教室を機会といたしまして定期的な目標達成の状況ですとか指導計画の見直しというのシステムづくりを進めていきたいと考えております。

今回、作業部会という形で各設置校の先生方にお集まりいただいておりますが、この特別支援教室導入後も解消することなく連絡会というような位置付けで残しまして、是非、全市的なそういった資質の向上等にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 今後平成30年まで進めていく、つまり来年から3年間ですけれども、その中で拠点校あわせて巡回校についての対応を含めて課題と成果をしっかり検証し、なお改善、工夫をしていくという旨のお話がありましたので、是非この機会にそのことをお考えいただきながら、特別支援教室のこの事業が円滑に進めるようお願い申し上げます。

○福田委員長 新土教育部長、お願いします。

○新土教育部長 今回はモデル事業での実施校ということで27年度の予定です。例えば28年はどこ、29年はどこ、30年はどこという各配置の全体を出しますと皆さんも、では一少はいっただというのが分かると思いますので、そういうことについて今、検討委員会、部会で、3

年間でどういう順番でやっていくのかを検討していますので、早い段階で、3年間どういう形で巡回校を増やしていくかというものを検討委員会、検討部会の中で決まり次第、この委員会へご提示するようにいたしますので、そうしたほうが皆さん、見通しが見えると思いますので、よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ほか、いかがですか。小町教育長。

○小町教育長 特別に支援を有する子どもたちが数的に増えているということがこの事業の背景にあるということでございます。もちろん一人ひとりの子どもたちの学びや育ちをしっかりとした発達段階で担保するというのが大命題でございまして、そういった意味でいうと、きめ細かい指導が逆に言うと子どもや保護者が移動するのではなくて、先生が移動して当該校において指導するということは大変有効だと思っています。低学年のうちにしっかりと指導することによりまして、その先子どもたちが伸びるというような現場の実績も挙がっておりますので、今回の制度でございますけれども、市としても特別支援教育の充実を学力や体力向上とともに掲げておりますので、そういった取組の中でしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本日も午前中に、拠点校の一つでございます松中小学校に教育委員会の学校訪問ということでお伺いして授業を観させていただいて、具体的な意見交換を先生方とさせていただきました。その中では特別支援を担当する先生から、新しい制度ということで戸惑いもあるという正直な声を聞かせていただきました。戸惑いがあるのだけれども、子どもたちにとってはとてもいい制度なので、是非この制度を活用して今までの取組をより深めてまいりたいというようなお声も実際聞けたわけでございますので、教育委員会としては、これからも現場の声をきめ細かくお聞きしながら、この事業が本来の目的であります一人ひとりの子どもたちの育ちに結び付くような形で展開していきたいと考えているところでございます。

○福田委員長 田中委員、お願いします。

○田中委員 小町教育長からお話がありましたように、本日午前中、松中小学校の教育委員訪問に行っていました。その中で特別支援教育関係に携わっている先生方から出ていた課題の1つに、巡回指導教員の方が在籍学級での児童の行動観察、これがどの程度まで入ってどのように観察し、そして評価するのかということについてはよく分からないという、そのようなお話も伺ったところです。したがって、巡回指導教員の方が在籍校に入って、その教室の中に入って児童の行動観察をし、そのことをしっかり記録にとり、そして今後の対応を考える、そこまで考えていらっしゃるのかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 教育支援課長、いかがですか。

○矢ノ口教育支援課長 今回、例えばですけれども、松中小学校の先生におかれましては巡回をご担当いただきます西砂小学校、大山小学校、この2校につきまして勤務の発令をいたします。ですので、巡回した際には、行った先の校長先生のリーダーシップの下で様々なところでお力添えをいただくことになっております。今までは通級指導学級の教員の立場から若干

遠慮もありつつ担任の先生と打ち合わせをされていたところが、今度行った先の先生の一人として、場合によっては特別支援教育のコーディネーターなども兼ねていただきながら活動していただくということになりますので、そこはより今後深まっていけるのではないかと期待しているところです。

○福田委員長 私から1点だけですが、障害の程度に応じたきめ細かい指導が継続して行われ、課題改善が図られることを期待しておりますけれども、この特別支援教室によってハード面の形は概ね整ってきたのではないかと考えます。特別支援教室での成果というものは、最終的には巡回指導に携わる教員の指導力、これにかかってきていると考えます。教員の指導力の向上を図るような専門的な研修といたしますか、これについては何かお考えはありますか。指導課長、お願いします。

○泉澤指導課長 既存のものでは通級の担任研修というものをこれまでも行っておりますので、内容についてはまた今後検討していきますけれども、引き続き今後も続けていきたいと考えております。また、各学校での校内研修を支援するということも必要になってくると思いますので、そうしたところも含めて研修自体の全体像を今見直しておりますので、そうした中で充実を図っていきたいと考えているところです。

○福田委員長 特に専門研修の充実をお願いしたい、このように私のほうでは期待しています。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。特別支援教室モデル事業の実施についての質疑及び報告を終了します。

○福田委員長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 最後に次回の日程確認を行います。次回、平成27年第19回立川市教育委員会定例会を平成27年10月8日木曜日、午後1時半より、208、209会議室にて開催いたします。

以上で、平成27年第18回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時18分

署名委員

.....

委 員 長